

令和8年度

大学発ベンチャー創出志向型研究支援事業委託業務

公 募 要 領

令和8年4月

沖縄県

## 1 委託業務の名称

令和8年度大学発ベンチャー創出志向型研究支援事業委託業務

## 2 業務目的

県内大学等の優れた研究成果等を活用した大学発ベンチャーの創出を促し、県内大学等、研究機関、支援機関、企業、金融機関等の産学官金の各主体が有機的に連携し、絶え間なくイノベーションが創出される、イノベーション・エコシステムの構築に寄与することを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日

## 4 委託規模

採択件数：1件

事業期間：1年

委託経費：17,220,000円以内

※当該金額は、企画提案において提示する金額の上限額であり契約金額ではない。

## 5 業務の内容

本業務の内容については、「令和8年度大学発ベンチャー創出志向型研究支援事業委託業務」の「企画提案仕様書」に基づく。

## 6 参加資格

応募資格のある者は、次のすべての要件を満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアム（共同企業体）とする。

- (1) 沖縄県内に事業所（支店、営業所含む）を有する法人であること。
- (2) 沖縄県内の大学等※と円滑に連絡調整ができ、協力体制を構築できること。  
※大学等：以下に掲げる研究機関の総称
  - ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人
  - イ 国立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人などの公的研究機関（独立行政法人国立高等専門学校機構を含む）
- (3) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

＜参考＞地方自治法施行令第167条の4第1項(抜粋)

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者。

(5) 国税及び県税を滞納している者でないこと。

(6) 沖縄県暴力団排除条例(平成23年条例第35号)第6条に基づき、以下のいずれにも該当しないこと。

- ① 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- ② 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(7) 提出書類の受付期間において、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 地方自治法、地方財政法、補助金適正化法及び沖縄県財務規則による制約が課せられ、様式による事務が要求され、責任義務等が生じる旨を了承できること。

(9) 委託契約終了後も、事業評価等に責任をもって対応することができること。

(10) 本業務を履行できる体制が整備されていること。

- (11) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (12) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っているほか、労働関係法令を遵守していること。
- (13) 沖縄県情報セキュリティ基本方針及び対策基準をはじめ、その他組織に適用されるセキュリティポリシー等を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じていること。
- (14) 応募は、単独に限らず共同企業体も可とする。共同企業体による応募の要件は、以下のとおりとする。
  - ① 共同企業体の中に代表者（幹事法人）を置くこと。
  - ② 共同企業体の構成員間において協定を締結し、共同事業体の代表者（幹事法人）が応募を行うこと。
  - ③ 共同企業体の協定書には、目的、名称、構成員の住所及び名称、代表者（幹事法人）、代表者の権限、構成員の業務分担、構成員の連帯責任、取引金融機関、瑕疵担保責任、協議事項等が記載されていること。
  - ④ 幹事法人は、本業務の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関であること。
  - ⑤ 共同企業体の代表者（幹事法人）が、応募資格(1), (2), (3)要件を満たすこと。
  - ⑥ 共同企業体の全ての構成員が、応募資格(4)～(13)要件を満たすこと。

## 7 応募方法

### (1) 提出書類

公募要領に従い提案書を作成し、期限までに持参又は郵送にてご提出ください。

- ① 企画提案応募申請書【様式1】
- ② プレゼンテーション資料【任意様式】
- ③ 企画提案書【様式2】
- ④ 事業計画書【様式3】
- ⑤ 経費積算書【様式4】
- ⑥ 実施体制【様式5】
- ⑦ 類似・関連事業実績書【様式6】
- ⑧ 法人概要【様式7】
- ⑨ 誓約書【様式8】
- ⑩ 社会保険に加入義務がないことについての申出書【様式9】
- ⑪ 共同研究体協定書【任意様式】※該当がある場合
- ⑫ 添付書類
  - 1) 定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
  - 2) 履歴事項全部証明書（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）
  - 3) 直近2事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類す

る書類

- 4) 応募者の概要がわかるもの（法人案内等）
- 5) その他提案に関する資料

## (2) 提出部数

提出物①～⑧：各 8 部（正本 1 部及び副本（写し） 7 部）

提出物⑨～⑫：各 1 部

※提出様式：市販の A 4 判 2 穴ファイルに編綴すること

## (3) 提出期限

令和 8 年 5 月 1 日（金）17 時必着（郵送含む）

## (4) 提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

沖縄県企画部科学技術振興課 担当：大城

※ 持参の場合は、土・日・祝日を除く 9 時から 17 時の間に提出してください。

※ 郵送の場合は、封筒に「大学発ベンチャー創出志向型研究支援事業委託業務に係る提出書類在中」と朱書きの上、配達証明が可能な方法（特定記録、簡易書留等）で送付下さい。

## (5) 不受理及び無効に関する事項

①書類提出に当たって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。

それ以外の言語及び通貨を用いる書類は受理できません。

②応募資格を有しない者の提案、又は事実と異なる内容の提案など、不備がある提出書類は受理できません。

③提出書類に不備があり、提出期限までに整備できない場合は、提案を無効とさせていただきます。この場合、書類を返却いたします。

## 8 企画選定

### (1) 選定方法

6 の応募資格等を満たしているか審査を行った上で、企画選定委員会（以下「選定委員会」という。）において評価を行い、第 1 位選定者を選定します。

ただし、応募者が多数の場合は、科学技術振興課にて第一次審査（書面審査）を行い選定し、その上位者について選定委員会にて審査することになります。

選定後、応募のあった全ての提案者（共同企業体の場合は代表者）に対し、結果を通知します。その際、協議により提案内容、実施体制、積算等の見直しをお願いする場合があります。

### (2) 選定基準

次の視点により選定します。

- ① 事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること（適合性）。
- ② 企画提案の内容や事業実施の方法が妥当であり、実施体制、財政基盤など必要な業務遂行能力を有し、実現可能な提案内容となっていること（実現性）。
- ③ 事業を効果的に実施するための企画提案の内容や事業実施の方法について具体性のある提案内容であること（提案内容の具体性）。
- ④ 事業を実施するにあたり、妥当な積算となっていること（積算の妥当性）。
- ⑤ ①～④の各選定項目を踏まえた全体的な評価（総合評価）

### （3）スケジュール（予定）

4月13日（月）----- 公募開始  
4月20日（月）17時----- 質問締切  
5月1日（金）17時----- 公募資料締切（企画提案応募申請書等）  
5月18日（月）予定----- 企画選定委員会（プレゼンテーション選考）  
5月下旬（予定）----- 契約

## 9 契約

### （1）契約の締結

企画選定第1位入選者と業務内容及び額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約します。ただし、協議により提案書における実施計画、実施体制、積算等の見直しを求めることがあります。

沖縄県と第1位入選者との間で委託に関する協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議を行い契約するものとします。提出のあったいずれの提案内容も妥当でないと判断した場合には、再公募することがあります。

### （2）契約金額

受託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内で決定します。

### （3）契約保証金

契約締結時に、沖縄県財務規則第101条第1項により契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する必要があります。ただし、同条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。

## 10 対象経費

### （1）経費の区分

対象経費については、「大学発ベンチャー創出志向型研究支援事業委託業務委託費積算基準」〔別添〕とする。

## (2) 経費の内容

応募時には、実施期間中における所要見込額を積算していただきますが、実際に支出できる経費の額は、採択後、選考結果等に基づき協議の上決定します。

## (3) その他

- ① 経費算定の対象は、原則として委託期間中に業務実施に際し発生し、かつ、支払われる経費とし、委託期間外に発生又は支払われる経費は認めないものとします。ただし、委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、その支払期限が委託期間終了日の翌月末日までのものは経費精算対象とします。
- ② 委託事業の実施期間の終了日までに実績報告書を県に提出いただき、原則、委託金額の確定後に精算払いとなります。

## 11 留意事項

- (1) 秘密の保持について、本事業のためにのみ用いることとし、厳重に管理いたします。取得した情報については、特定の個人を識別しない状態で統計資料等に利用することがあります。御提供いただいた個人情報、法令等により提供を求められた場合を除き、上記の目的以外で利用することはありません。
- (2) 受託者は、委託業務の管理、成果物の取扱い等、業務の全てに責任を持つこととします。
- (3) 受託者は、委託業務全体の経費について、合理的な処理及び適切な管理を行うものとしてします。
- (4) 委託期間中及び委託期間終了後の検査等において、委託業務の実施に関し、経費の虚偽申告及び過大請求などによる不正受給、改ざん及び盗用といった不正行為等が発見された場合、県は受託者に対し、委託費の一部若しくは全部の返還、新規契約の停止、受託者名及び不正内容の公表、刑事告訴等の措置をとることがあります。
- (5) 事業終了後、追跡調査や事後評価に御協力いただく場合があります。あらかじめ御了承下さい。

## 12 問い合わせ先

本公募内容に関する質問等に関しては、令和8年4月13日(月)から令和8年4月20日(月)17時に限り、下記宛てにEメール又はFAXにて(日本語のみ)受け付けます。※電話でのご質問には応じられません。

お問い合わせの際は、件名を「【質問】大学発ベンチャー創出志向型研究支援事業委託業務」としてください。回答は沖縄県HPに随時掲載いたします。

**【問い合わせ先】**

沖縄県企画部科学技術振興課

イノベーション創出支援班 大城

Email : aa012100@pref.okinawa.lg.jp

FAX : 098-866-2799 (TEL : 098-866-2560)